

企業版ふるさと納税 で野々市市の地方創生の取組を

応援していただける企業を募集しています！



選ばれる“まち”をめざして

野々市市

企業版ふるさと納税

住民票の届出窓口の
ディスプレイと
市の公式ホームページで
企業名を紹介するよ！



野々市市まち・ひと・しごと創生推進事業

しごとを創る事業

野々市らしい産業の創出



ひとの流れを創る事業

安心して暮らせる環境づくり



魅力的なまちを創る事業

地域・広域連携によるまちづくり



SDGs未来都市推進事業

SDGsの達成に向けた優れた取組を行う都市として、
内閣府から2023年度の「SDGs未来都市」に選定されました！

また、これから市が取り組む事業が特に先導的な取組
「自治体SDGsモデル事業」として選ばれました。
(全国で10都市のみ)

イチオシ事業

SDGs 未来都市

！ののいち



寄附をしていただくメリット



税制上の優遇措置



社会貢献・SDGs推進による
企業のイメージアップ



野々市市との
パートナーシップの構築

お問い合わせ・寄附のお申し出先

野々市市 総務部 企画財政課 企画係

☎076-227-6028 ✉kikakuzaisei@city.nonoichi.lg.jp

制度の詳細については
裏面をご覧ください。

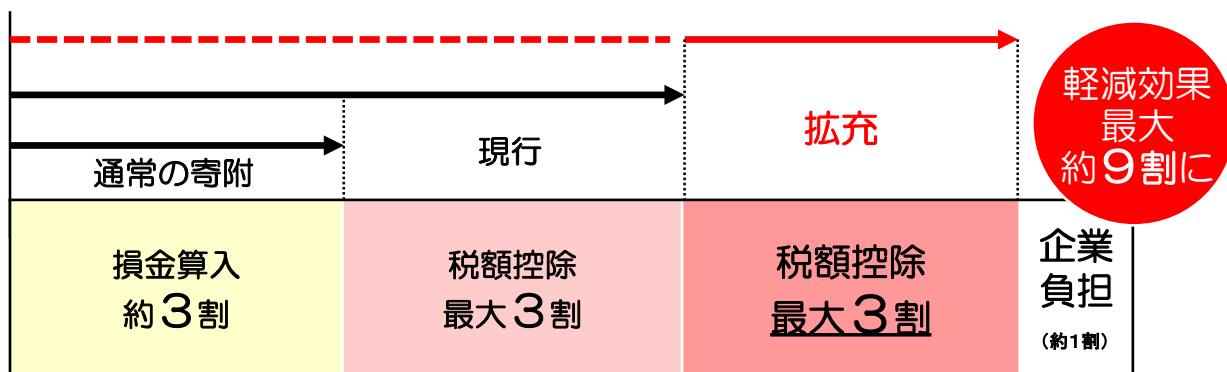


企業版ふるさと納税の大幅な見直し（令和2年度～）

企業版ふるさと納税は、国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みです。

地方創生の更なる充実・強化に向けて、地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から、制度を大幅に見直します。

これにより、損金算入による軽減効果（寄附額の約3割）と合わせて、**最大で寄附額の約9割が軽減**され、実質的な企業の負担が約1割まで圧縮されるなど、より使いやすい仕組みとなります。



(例) 1,000万円寄附すると、最大約900万円の法人関係税（法人住民税、法人事業税、法人税）が軽減
※ 令和2年4月1日以後に開始する法人の事業年度から適用

制度活用にあたっての留意事項

(従来どおり)

- 1 回当たり10万円以上の寄附が対象となります。
- 寄附を行うことの代償として経済的な利益を受け取ることは禁止されています。
例：× 寄附の見返りとして補助金を受け取る。 × 有利な利率で貸付をしてもらう。
- 本社が所在する地方公共団体への寄附については、本制度の対象となりません。
この場合の本社とは、地方税法における「主たる事務所又は事業所」を指します。
例：A県B市に本社が所在⇒A県とB市への寄附は制度の対象外
- 次の都道府県、市区町村への寄附については、本制度の対象となりません。
 - i. 地方交付税の不交付団体である都道府県
 - ii. 地方交付税の不交付団体であって、その全域が地方拠点強化税制における地方活力向上地域以外の地域に存する市区町村※
※首都圏整備法で定める既成市街地・近郊整備地帯など

制度活用の流れ

